

滋教委教総第232号
滋教委高第438号
滋教委特支第235号
滋教委保第157号
令和2年(2020年)4月3日

各県立学校長 様

教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局高校教育課長
教育委員会事務局特別支援教育課長
教育委員会事務局保健体育課長

教育活動の再開について

教育活動の再開については、令和2年3月26日付「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」により、各校において準備をしていただいているところです。

このたび、令和2年4月1日「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂について(通知)」が文部科学事務次官から通知されたことを受け、滋賀県としましては、健康医療福祉部とも相談の上、本県の状況は下記に該当するとし、現在のところ臨時休業は実施せず、4月8日(水)より学校再開をすることとします。

なお、今後の状況から、急な変更がある場合には、連絡をいたします。

記

「Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドラインの改訂について(通知)」

1 臨時休業の実施にかかる考え方について

(2) 「感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方について」

- 1 滋賀県では、直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が大幅な増加が確認されていないことやオーバーシュートと呼べるほどの状況には至っていないこと。
- 2 医療提供体制の状況が保たれていること。

*再開に向けた準備については、引き続き「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)」別紙1「学校再開後の注意事項」を参考に、各校の実情に合わせて準備をしてください。

○学校再開後の注意事項

【基本的な考え方】

児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときは、自宅で休養するように指導する。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

〔健康観察について〕

- ・毎朝家庭で検温し、風邪症状などないか家庭と連携した健康観察を実施する。
- ・登校前に検温していない児童生徒は、登校後保健室で検温等実施する。

(1) 授業

- ・教室の換気を十分に行う。
- ・教員はマスク等をする。グループワークやペアワークを行う場合は生徒にもマスクをさせる。
- ・休み時間毎に石けんでの手洗いをを行う。(エタノール消毒液は不要)
- ・午前の授業終了後、放課後に机の消毒を行う。グループワークやペアワーク等、近い距離での話し合い活動を行った後は、飛沫が机に落ちていることから授業後に机の消毒を行う。
- ・放課後、教室やトイレのドアノブ、トイレの水洗レバー・水道の蛇口ハンドル等児童生徒が手で触れる場所の消毒を行う。
- ・次亜塩素酸等の消毒液は職員室に常備し、必要に応じて教室へ持参する。薬の効果を考え、1 回で使い切るようにし、翌日に残さない。生徒への安全面を考慮して、消毒液を教室に置いたままにしない。

(2) 通学時（混雑する電車・バス）

- ・車内において、人と対面する状況を避ける。
- ・つり革や手すり、座席等からの感染リスクを避けるため、学校到着時に手洗いをする。

(3) 部活動

- ・地域の感染状況を踏まえ、国の専門家会議で示された 3 つの条件（密閉・密集・密接）が重ならないよう、実施内容や方法を工夫する。
- ・部活動は生徒の自主的、自発的な活動であるが、生徒の健康安全の確保のため、生徒だけに任せず、顧問等が実施状況を把握する。
- ・発熱や咳など体調不良があれば、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ・部室等の利用にあたっては、短時間の利用としたり、一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。
- ・着替えやミーティング等については、密集を避け、風通しの良い状態で行う。

- ・ 県外の遠征等については、遠征先の状況（特に感染症の発生状況、クラスター等）を確認し、実施の有無について慎重に判断する。
- ・ 校内外の合宿については、実施の有無について慎重に検討すること。実施する場合には、3つの条件（密閉・密集・密接）を確認したうえで、手洗い・換気などの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、生徒の健康観察をこまめに実施し体調管理に万全を期する。

（４）学校給食

- ・ 学校給食の実施にあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食、当番活動を行うことを徹底する。
- ・ 児童生徒及び教職員全員が食事の前の手洗い（石けんを使用する）を徹底する。
- ・ 給食の配食、配膳を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐、手指の化膿傷等の症状の有無、マスクの着用や衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等毎日点検し、記録する。
- ・ 給食当番が適切でないと認められる場合は、給食当番を交代するなど対応をする。
- ・ 会食にあたっては、飛沫を防ぐために、例えば、机を向かい合わせにしない、座席を離す、前を向いて食べる、会話を控えるなどの対応を工夫する。
- ・ 給食前、給食後のテーブル等清掃・消毒を徹底する。

（５）校外学習（バス遠足等）

- ・ 校外学習の実施の有無については、慎重に検討する。
- ・ 発熱等の体調不良の児童生徒は参加をさせない。
- ・ バスは定期的に窓を開け、換気を行う。
（例えば、トイレ休憩ごとに全員降車をさせる等）
- ・ 窓を開けられない場合は、マスクをするなど飛沫を飛ばさない対策を講じる。
- ・ 参加中に咳症状の出る児童生徒にはマスクをつけさせ、座席の配慮（最前列など）をする。

（６）体調不良を申し出た児童生徒

- ・ 保健室で休養させる。
- ・ ベッドの手すりは次亜塩素酸等による消毒や布団の日光消毒を行う。
- ・ 該当児童生徒が使用したベッドのシーツを洗う。
- ・ 該当児童生徒が使用したトイレの水洗レバー、ドアノブ、水道の蛇口ハンドル等を消毒する。
- ・ 該当児童生徒について、翌日以降体調不良が続く場合は、家庭での静養をするよう指導し、無理な登校は控えさせる。また、高熱が続く場合や咳等の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するように指導する。

* 消毒については、「家庭、園・学校、事業所等における新型コロナウイルスに対する環境及び物品への消毒について」を参照。